

# 船舶事故調査報告書

平成23年6月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲 也

委員 石川 敏 行

委員 根本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成22年10月12日 09時13分ごろ
発生場所	山口県下関市角島北岸 角島灯台から真方位050° 1.9海里（M）付近 （概位 北緯34° 22.4′ 東経130° 52.2′）
事故調査の経過	平成22年10月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 鼻 <sup>しょうえい</sup> 榮丸、18.31トン AM2-5640（漁船登録番号）、個人所有 14.97m（Lr）×3.89m×1.19m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数190、昭和50年6月15日
乗組員等に関する情報	船長 男性 63歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年4月10日 免許証交付日 平成18年5月29日 （平成23年7月10日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船底に擦過傷
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、山口県萩市見島沖でのいか一本釣り漁を終え、平成22年10月12日03時30分ごろ、見島北方約21Mの漁場を発進し、水揚げのため、山口県下関市特牛<sup>こつとい</sup>漁港に向かい、角島北方沖を針路約180°（真方位、以下同じ。）及び対地速力約9.0ノットで自動操舵により航行した。</p> <p>船長は、角島北方を南進中、乗り揚げる約2時間前からいかの選別作業を行い、作業中に眠気を催したものの、特牛漁港の近くまで来ているので眠気を我慢することができると思い、乗り揚げる約30分前に選別作業を終えて操舵室に入った。</p> <p>船長は、操舵室の椅子に腰を掛けて間もなく居眠りに陥ったため、角島北方の海士ヶ瀬戸<sup>あまが</sup>に向かう予定変針場所を通過したことに気付かず南進を続け、09時13分ごろ、角島灯台から050° 1.9M付近の角島北岸に乗り揚げた。</p> <p>船長は、衝撃により目が覚めて乗り揚げたことに気付き、海上保安庁に</p>

	<p>118番通報し、また、地元の漁業協同組合に救助の依頼をしたのち、常用している薬を服用したところ、意識不明となった。</p> <p>船長は、10時46分ごろ、海上保安庁の航空機により救助されて病院に搬送され、翌13日意識を回復した。</p> <p>本船は、地元の漁船により特牛漁港にえい航された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風 ほとんどなし、視界 良好</p> <p>海象：波 ほとんどなし</p>	
その他の事項	<p>本船は、12時ごろ出港して夜間操業し、翌日の10時ごろ帰港する操業形態を採っており、4日間操業して1日の休養を取っていたが、本事故前は、長期間の休養を取るため、約1週間連続して操業し、1日約2時間しか睡眠をとっていなかったため、本事故当時、睡眠不足と疲労が蓄積した状態であった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、角島北方沖を南進中、船長が、漁獲物の選別作業中に眠気を催していたが、特牛漁港の近くまで来ているので眠気を我慢することができると思い込み、同作業を終えて操舵室の椅子に腰を掛けたところ、居眠りに陥ったことから、予定変針場所を通過して角島北岸に向けて航行し、角島北岸に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、本事故前の約1週間は連続して操業し、1日約2時間しか睡眠を取っていなかったため、睡眠不足と疲労が蓄積した状態であったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、角島北方沖を自動操舵で南進中、船長が居眠りに陥ったため、予定変針場所を通過して角島北岸に向けて航行し、角島北岸に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適度な休息を取って睡眠不足と疲労の蓄積が慢性化しないように健康管理を行うこと。</li> </ul>	